

所定内手当支給基準

第1章 総則

(目的)

第1条 本基準は、適正な給与計算処理を行うため、給与規程第4条及び有期社員就業規則第71条に基づき、所属社員に対して支給する所定内手当について規定したものである。

(主管部門及び責任者)

第2条 本基準の主管部門は人事総務部とし、責任者は人事総務部マネージャーとする。

第2章 達成手当

(支給対象者)

第3条 当該基準の達成手当適用対象者は、以下の条件を全て満たす者とする。

- (1) 24/7Workout および 24/7English に所属する者でかつ、社員、契約社員またはアルバイトの者
- (2) 研修期間中の研修生ではない者
- (3) 管理職ではない者

2 第5条に規定するセッションフィー及び物販手当は、統括エリア店長及び統括エリア校長は、支給対象外とする。

(算定対象期間)

第4条 達成手当は、研修期間は算定対象外とし、算定対象期間は1日から末日までの1ヶ月間とする。

(達成手当の種類及び支給日)

第5条 達成手当は、以下の3つの手当で構成し、毎月の給与支給日に社員が給与指定口座として指定した口座に支給する。

- (1) セッションフィー
セッションの実施回数、延長回数に応じて、末日締め翌月支給とする。
- (2) 物販手当
各販売商品の物販売上金額に応じて、末日締め翌々月支給とする。
- (3) 業績手当
各店舗の営業利益に応じて、末日締め翌々月支給とする。

(達成手当)

第6条 達成手当は以下のとおり計算する。

<24/7Workout 所属する者に適用する達成手当>

(1)セッションフィー

通常（延長）セッション実施回数×単価

【単価】

役職区分	通常セッション				延長セッション
	60分	75分	100分	120分	
一般	400円	400円	700円	800円	400円
シニアTR(PTL)	400円	450円	750円	850円	500円
シニアTR(MPTL)	400円	500円	800円	900円	600円
店長代理	400円	400円	700円	800円	500円
店長	300円	300円	300円	300円	1,000円

なお、上記延長セッションを実施した場合は、通常セッションに延長セッションを加算のうえ、支給します。

(2)物販手当

一般（有期社員を含む）-店長：販売した商品定価価格（消費税抜）×2.5%

(3)業績手当

店長：各店舗の営業利益×0.22%

統括エリア店長：担当するエリアの営業利益×0.12%

<24/7English 所属する者に適用する達成手当>

(1)セッションフィー

①通常レッスン単価は、1分当たり21円とし、40分、60分、75分、90分のレッスン時間区分で支給する。ただし、プレミアムカスタマイズコースのレッスン単価は、1分あたり31.5円とする。

②達成手当金額

【通常レッスン】

(単位：円)

支給対象者	通常レッスン時間			
	40分	60分	75分	90分
一般	840円	1,260円	1,575円	1,890円
校長代理				
校長(B~SS)				

【プレミアムカスタマイズコースレッスン】

レッスン時間 90分
2,835円

なお、当該プレミアムカスタマイズコースの適用開始日は、2019年5月1日以降とし、トライアル運用期間については、本基準の規定を準用して支給するものとする。

(2) 物販手当

当該物販手当は、2019年2月1日より算定対象とし、2019年4月度支払給与より支給開始とする。

一般（有期社員を含む）一校長：

【DVD販売個数100個以下の場合の物販手当単価および物販手当支給額】

5,000円/個×販売個数

（平成30年6月30日以前入社の有期社員に対する移行措置）

第6条の2 平成30年6月30日以前入社の24/7English所属の有期社員については、その条件をそのまま適用とするか、前条の24/7English所属する者に適用する達成手当を適用するかを1回に限り選択できるものとする。

【平成30年6月30日以前のセッションフィー】

セッション時間	単価
90分	500円
135分	750円
180分	1,000円

2 平成30年6月30日以前入社の24/7English所属の有期社員については、平成30年6月30日以前の条件をそのまま適用とするか、前条の24/7English所属する者に適用する達成手当を適用するかを選択できるものとする。

【平成30年6月30日以前のカウンセリング成約手当】

セッション時間	単価		
	2ヵ月	3ヵ月	4ヵ月
90分	500円	1,000円	2,000円
135分	750円	1,500円	3,000円
180分	1,000円	2,000円	4,000円

第3章 お客様紹介手当

（お客様紹介手当）

第7条 お客様紹介手当は、別に定めるお客様紹介制度に関する取扱い基準のお客様紹介件数に応じて、紹介されたお客様がコース契約（入金）を締結した月の翌々月支給とする。

2 お客様紹介手当は、以下の者がお客様を紹介し、24/7Workoutまたは24/7Englishへの入会に協力した場合に支給する。ただし、当該手当は、紹介されたお客様がコース契約（入金）締結の翌月末時点で全額返金制度を利用していないことを条件として支給する。なお、当該お客様紹介制度の詳細は、別に定めるお客様紹介制度に関する取扱基準によるものとし、紹介されたお客様の入会日が2019年8月1日以降の事案を適用対象とする。

- 3 お客様紹介手当の支給金額は、紹介1件あたり5,000円とする。ただし、2019年8月1日から2019年11月30日までの事案については、お客様紹介件数1件につき8,000円を支給し、2019年12月1日から2020年2月29日までの事案については、お客様紹介件数1件につき5,000円に及び当社で販売する商品（税抜9,800円以下のもの）を現物支給する。

第4章 地域手当

(地域手当)

第8条 給与規程第23条の2および有期契約社員就業規則第59条に規定するその他手当について、24/7Workout および 24/7English に所属する無期社員および有期社員でかつ、勤務地が所在する都道府県が東京都または神奈川県の場合は、以下のとおり地域手当を支給する。

<地域手当支給額>

勤務地が所在する都道府県	地域手当
東京都	月の所定労働時間×13円
神奈川県	月の所定労働時間×11円
上記以外の都道府県	0円

- 2 当該手当は、2019年10月1日より支給開始とする。
- 3 配属または人事異動により勤務地が変更となった場合は、配属後または異動後の勤務地が所在する都道府県に応じて支給額を見直し、支給額を決定、または支給停止とする。なお、月の途中で勤務地に変更が生じた場合は、変更日の属する月は、変更前と変更後の地域手当を比較していずれか高い方の地域手当を支給し、変更日の属する月の翌月から変更後の支給額を支給する。また、勤務地の変更により地域手当が支給対象外の勤務地となった場合は、勤務地変更日の属する月の翌月から支給停止とする。
- 4 当該手当は、法定外労働時間および休日勤務時間、深夜勤務時間に対する割増手当の算定基礎額に含めるものとする。

第5章 その他

(罰則)

第1条 本基準に定める給与の支給を受けるにあたり虚偽の届出をし、又は変更の届出を怠り不当に給与の支給を受けたときはこれを返納させ事情によっては懲戒処分とすることがある。

(例外事項)

第2条 本基準にない事項は、その都度稟議により決定する。

(附則)

1. 本基準の変更は、職務権限規程によるものとする。
2. 本基準は、2019年2月20日付で給与規程より移行し、制定する。
3. 本基準は、2019年2月25日より改定し、施行する。
4. 本基準は、2019年8月1日より改定し、施行する。
5. 本基準は、2019年10月1日より改定し、施行する。

